

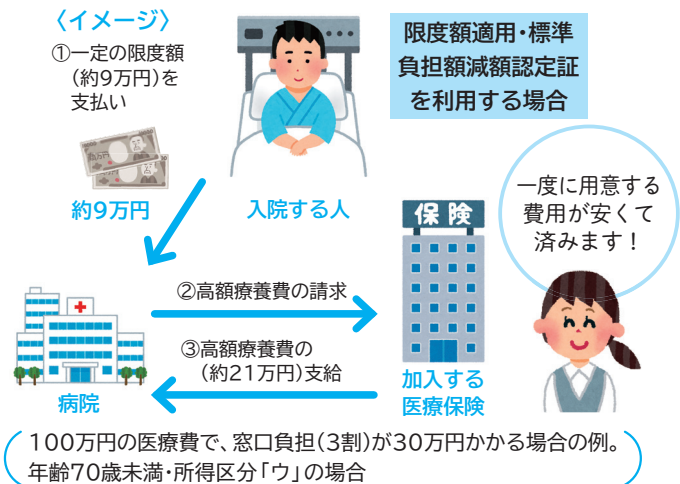
入院するとき

医療費が高額になるとき

「限度額適用・標準負担額減額認定証」 をご利用ください

☎国保年金課⑨43-9314(国保給付について)、☎43-9065(後期高齢者医療制度について)

同一月に医療機関ごとでかかった医療費の支払いが高額となった場合、申請することにより、後日、自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、高額療養費の払い戻しには受診月から3か月以上かかるため、窓口での支払いは大きな負担になります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用すると、同一月の医療機関ごとの窓口での支払いが入院・外来それぞれで自己負担限度額までとなります。(右図イメージ)次ページの「自己負担限度額」表の(①～⑤、⑦⑧、⑩⑪)に該当している人は申請が可能です。



認定証の申請方法

はじめて認定証の申請をする人(国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者)

新たに認定証の交付を希望する人は、それぞれの窓口で申請を行ってください。認定証は申請した月の1日から適用になります(月の途中に加入した場合は、加入日から適用になります)。認定証の交付対象かどうか不明な場合はお問い合わせください。

認定証をすでに持っている人

認定証の有効期限は7/31金です

〈国民健康保険加入者〉

認定証を持っている人で、引き続き認定証が必要な場合は、**8月31日(月)**までに更新手続きを行ってください。なお、世帯主や同一世帯の国保加入者に変更があると、適用区分が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。

〈後期高齢者医療制度加入者〉

認定証は、8月1日に更新されます。認定証を持っている人には、7月下旬に認定証についてのお知らせを郵送しますので、通知の内容をご確認ください。

認定証の申請に必要なもの

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
申請窓口	国保年金課⑨番窓口	国保年金課⑩番窓口
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ▷世帯主のはんこ ▷対象者本人の国民健康保険証 ▷世帯主および対象者本人の個人番号カードまたは個人番号通知カード ▷来庁者の本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者本人の ▷はんこ ▷後期高齢者医療保険証 ▷個人番号カードまたは個人番号通知カードおよび本人確認書類

※1月2日以降、八戸市に転入した人が世帯内にいる場合は、その人の1月1日時点の住所地での課税証明書が必要な場合がありますので、事前に国保年金課までお問い合わせください。

自己負担限度額(平成30年8月診療分から)

【国民健康保険(70歳未満)】

要件(区分)(※1)			自己負担限度額(月額)		過去12カ月間の入院期間	入院時の食事にかかる標準負担額(1食)
			過去12カ月間で3回目まで	4回目以降		
申請必要	①	901万円超 (ア)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	90日以内 90日超(※2)	460円
	②	600万円超 901万円以下 (イ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円		
	③	210万円超 600万円以下 (ウ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円		
	④	210万円以下 (エ)	57,600円			
⑤	市民税非課税世帯の人 (オ)	35,400円	24,600円			

【国民健康保険(70歳以上)および後期高齢者医療制度】

要件(区分)(※1)				自己負担限度額(月額)			過去12カ月間の入院期間	入院時の食事にかかる標準負担額(1食)
				外来 (個人単位/月)	外来+入院 (世帯単位/月)	過去12カ月間で4回目以降の支給の場合		
申請不要	⑥	現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	90日以内 90日超(※2)	460円	
申請必要	⑦	現役並み所得者	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円			
申請必要	⑧	現役並み所得者	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円			
申請不要	⑨	一般世帯の人		18,000円(※3)	57,600円	44,400円		
申請必要	⑩	市民税非課税世帯の人(低所得Ⅱ)		8,000円	24,600円		210円	
	⑪	市民税非課税世帯の人で、各種所得などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人(低所得Ⅰ)		8,000円	15,000円		160円	
							100円	

(※1)区分の判定は、世帯員の課税・所得状況により行います。申告をしていない場合は、事前に市・県民税の申告が必要です。なお、世帯構成や所得などに変更があった場合、区分は変更となる場合があります。

(※2)過去12カ月間に90日を超えて入院している人は、入院日数を確認できる書類(医療機関の領収書など)を添えて、新たに申請する必要があります。

(※3)年間の外来の自己負担の上限額は144,000円となります。

障がいのある方のための手当があります

障がい福祉課 ☎43-9106

	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
対象者	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において、 常時特別な介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方	常時介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の方	身体または精神に重度・中度の障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護・養育している父母など
支給制限	▷施設に入所しているとき ▷3か月を超えて入院しているとき	児童が児童福祉施設などに入所しているとき	▷児童が児童福祉施設などに入所しているとき ▷児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるとき
所得制限	受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の所得が所得制限限度額を超える場合は、手当は支給されません。		
支給額	月額27,350円	月額14,880円	1級(重度)月額52,500円 2級(中度)月額34,970円
支払方法	2月・5月・8月・11月の各月8日(年4回)		4月・8月・11月の各月11日(年3回)
	※支払月の前月分までの手当が指定金融機関の口座振込により支払われます。 ※支払日が(土)(日)(祝)の場合はその前の金融機関の営業日		

※それぞれの手当に該当する障がいの程度は、政令などで定められています。詳しくは、お問い合わせください。